

○ 建築物の張り間方向又はけた行方向の規模又は構造に基づく許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件（平成十九年国土交通省告示第千二百七十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第二項第二号イの規定に基づき、許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準は、次の各号に定める基準とする。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十条第一項第三号に掲げる建築物にあつては、次のイ及びロに該当するもの</p> <p>イ 建築物の張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向について、令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。</p> <p>ロ イの規定により構造耐力上安全であることが確かめられた方向以外の方向について、令第三章第八節第一款の四に規定する許容応力度等計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第二項第二号イの規定に基づき、許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準は、次の各号に定める基準とする。</p> <p>一〜三 （略）</p>